

第25回委員会(9/30)に提出された意見書(素案)に対する委員からの意見  
 (2003/10/10 18:00 現在)

10/13 切で行っている意見募集に寄せられた意見を項目順に並べたものです。

| 意見   | 委員名<br>(敬称略) |
|--|--------------|
| 1 計画策定・実施  |              |
| <p>p.2 下から6行目(～言及すべきであろう。)以下に下線部追加</p> <p>また、関係省庁、自治体等との連携を積極的に展開し、事前に周到な調整を図るとしているが、そのための基本になる縦割り行政を打破するための具体策についても言及すべきであろう。</p> <p><u>「提言」およびそれを受けた「原案」には、これからの計画実施をめぐって河川管理者の権限を越える内容も含まれている。それは、これまでのように河川の内側のみを対象とする河川整備を続けていたのでは、環境、治水、利用等いずれをとっても本来の大きな目標を達成することができないという認識を背景としている。水質、土地利用の規制・誘導、水需要抑制などさまざまな点で議論が重ねられ、まだ「提言」と「原案」の間に一致しない面も残されているが、流域全体を含む総合的な整備計画へ出発しなければならないという河川管理者の判断と決意が、法的な権限外の分野まで踏み込ませているのであろう。この姿勢を評価し、関係省庁や自治体におかれても、河川管理者が新しい方向へスタートを切ろうとする各種の要請を真摯に受け止め、将来へ向けての対応が望まれる。</u></p> <p>なお、今回の整備計画の調査検討に基づく見直しなどにより、従前に計画されていた事業の中断あるいは変更に伴って特定の地域や住民に不利益が生じる場合には、環境修復や地域振興等に積極的に取り組まねばならないことはいうまでもない。</p> | 尾藤           |
| (2) 情報の共有、住民との連携・協働、関係団体との連携   |              |
| <p>p.2 下から8行目(下線部修正)</p> <p>また、関係省庁、自治体等との連携を積極的に展開し、事前に周到な調整を図るとしているが、<u>そのための基本になる縦割り行政を打破するためのその連携のための基本になる具体策についても言及すべきであろう。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>意味は理解できるが、表現が適切でない。</p>  | 渡辺           |
| <p>p.2 下から5行目(下線部追加)</p> <p>なお、今回の整備計画の調査検討に基づく見直しなどにより、従前に計画され</p>  | 渡辺           |

| 意見   | 委員名<br>(敬称略) |
|--|--------------|
| <p>ていた事業の中断あるいは変更に伴って特定の地域や住民に不利益が生じる場合には、環境修復や地域振興等に積極的に取り組まねばならないことはいうまでもない。</p> <p><u>また、当初計画の事業を継続実施し、早期に完成させることこそ地域振興に繋がると主張する地域住民に対しても幅広い説得が必要である。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>現状において、説得力が浸透していない感がある。</p>  |              |
| 2 環境   |              |
| (1) 基本的な考え方  |              |
| <p>p.3 16行目(下線部追加)</p> <p>また、河川環境を大きく改変するダム計画については、事業中のダムについてさらに詳細な調査検討を行い、その間の工事を必要最小限のもの以外は着手しないとしている。これらはいずれも従来の河川整備計画の視点からは画期的なものであり、高く評価できる。</p> <p><u>但し、現段階において、調査・検討の継続期間が長期に及ぶことが懸念される。</u></p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>整備計画を今後20～30年間の河川整備に反映させるためには早期の調査・検討を必要とする。</p> | 渡辺           |
| (4) さらに検討すべき主な事項   |              |
| <p>p.5 8行目へ挿入</p> <p>・・・。侵略外来種の侵入に対しては繁殖しにくい自然環境を回復させる視点から、外来種対策とそのための調査研究などが重要かつ不可欠な課題である。</p> <p><u>さらに、「持ち込ませない」「放さない」という方策について関係機関と協働し、一般にもその意義をPRすることが重要である。</u></p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>(4)の文の最後に追加してほしい</p>  | 紀平           |
| <p>p.4 下から2行目 下線部追加</p> <p>なお、河川や湖の生物多様性、生態系機能、生物再生産をこれ以上低下させないためには、河川管理者のみならず流域の関係機関や住民が淀川水系全域が保全地域であると認識するよう、河川レンジャー(仮称)等の仕組みを通して流域住民に周知徹底するとともに住民参加を促進していく必要がある。</p> <p>また、琵琶湖では、・・・・・・</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>河川レンジャーについて、きのう委員会で意見を述べさせていただきました。</p>                  | 本多           |

| 意見  | 委員名<br>(敬称略) |
|---|--------------|
| <p>3つのうち、1つは、評価できるところは評価するということに共感を覚えたことと2つ目に、河川レンジャーは、周知徹底(普及・啓発・学習)する(意見書原案5ページ)だけでなく、住民参加も促進する役割について更なる検討が必要。</p> <p>3つ目に、そういう大切なことは、事前にきめることと、やりながら決めていくこととある中で、特定の河川だけでなく全河川で検討を始めだし、互いの交流・情報交換も必要と発言させていただきました。住民参加・住民意見聴取をスムーズにしていく仕組みのひとつがレンジャー制度でもあることから、実施の時には全体に広がってほしいと思います。</p> <p>私は、河川レンジャーは、川づくりを住民とともにしていくための大切なつなぎ役になると思っています。</p>  |              |
| <p>p.5 3行目</p> <p>また、琵琶湖では、<u>現在湖岸道路湖岸堤によるより水陸移行帯のが分断されており、今後内湖や水田との連続性の修復、生息地間の生物移動を保障し、連続性を確保することが重要である。</u></p> <p>&lt;訂正理由&gt;</p> <p>このままでは「水陸移行帯の分断」も重要である。という文脈になる。</p>  | 藤井           |
| 3 治水  |              |
| (1) 基本的な考え方   |              |
| <p>p.5 (1)の最終行</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>このため流域委員会は、これからの治水計画では「超過洪水・自然環境を考慮した治水」「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的とする必要があると提言した。これに対して「原案」では、治水・防災についての基本的な考え方として、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する」「狭窄部下流の安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」としており、「提言」の主旨をよく反映しているが、治水においても自然環境を考慮した方策をとるという記述の追加が望まれる<u>をとることが明確にされるべきである。</u>(下線部修正)</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>これ以外にも「・・・が望まれる」という結びの表現が多く出てきますが、すべて「・・・すべきである」とか「必要である」という表現に修正する方がよいと思います。</p> | 寺田           |
| (3) 浸水被害の軽減・解消  |              |
| p.6 (下線部修正)   | 原田           |

| 意見  | 委員名<br>(敬称略) |
|---|--------------|
| <p>「原案」では、狭窄部上流における対策として「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として検討する」としているが、これには次の<u>三つ三つ</u>の問題が指摘される。</p> <p>&lt;上記の根拠理由&gt;</p> <p>河川管理者がこれまでに示した川上ダムの代替策の検討において、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」が必要以上に重視されており、「超過洪水による壊滅的被害の回避」が考慮されていないのではないかという懸念を持ったため。</p>   |              |
| <p>p.7 1行目(下線部追加)</p> <p>これまでの河川整備計画の欠点の一つは、計画に示された目標を達成するには膨大な経費と長期の年月が必要であり、達成の目途すら立てられないことである。達成の見込みがない目標は無価値であり、住民に期待・失望・不信をもたせるといふ意味では害悪とさえいえる。したがって、計画の立案に際しては「目標の達成期間」を考慮する必要があり、進捗状況をつねに公表するとともに、遅れを生じた場合は理由を明示することが望まれる。</p> <p><u>三つには、超過洪水への対応軽視の危険性である。委員会は提言の「4-3治水計画のありかた (3) 地域特性に応じた治水安全度の確保」において、狭窄部上流のような水害頻発地域について「これらの地域については、水害の発生頻度(発生危険性)、土地の利用状況、社会的重要度などの地域特性に応じた治水安全度を早急に確保することが重要である。治水安全度を確保する河川整備方式にはそれぞれの地域に適した方式の採用が必要であるが、この場合でも、超過洪水による壊滅的な被害を回避するものとしなければならない。」と述べている。狭窄部上流の治水策の検討においても、「超過洪水による壊滅的被害の回避」が重視されなければならないことを忘れてはならない。</u></p> <p>&lt;上記の根拠理由&gt;</p> <p>河川管理者がこれまでに示した川上ダムの代替策の検討において、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」が必要以上に重視されており、「超過洪水による壊滅的被害の回避」が考慮されていないのではないかという懸念を持ったため。</p> | 原田           |
| 4 利水  |              |
| (1) 基本的な考え方   |              |
| <p>p.8 1行目～</p> <p>このため、「<u>提言</u>」で流域委員会は、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと<u>転換する必要があるとしている</u>の<u>転換の必要性を提言した</u>。</p> <p>この点「原案」では、利水についての基本的な考え方として、その第1に「水需</p>  | 寺田           |

| 意見   | 委員名<br>(敬称略) |
|--|--------------|
| <p>「<u>要の抑制</u>」を<u>かけ</u>、さらに、「<u>水需要の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す</u>」、「<u>水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する</u>」としているが、<u>水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。しかしながら、何のための「水需要抑制」であるのかということが不明確である。利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ということを明確にする必要がある。</u>(下線部修正)</p>   |              |
| (3) 渇水への対応   |              |
| <p>p.8 下から13行目(下線部、誤植の修正)<br/>「<u>取水調整の円滑化</u>」の前提とされている「<u>近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下</u>」は新たな水資源開発の口実にも用いられており、</p>   | 渡辺           |
| 5 利用   |              |
| (2) 河川整備の方針等について   |              |
| <p>p.10 7行目<br/>河川保全利用委員会の委員構成について<br/>&lt;河川保全利用委員会の委員構成についての意見&gt;<br/>環境・利用部会の意見になるかもしれませんが、河川保全利用委員(仮称)は、当初は河川利用委員会(仮称)の名称での設置が検討されていましたが、<u>利用</u>だけでは不適切であり、<u>保全</u>を入れるべきとの提案で河川保全利用委員会(仮称)という名称にされた経緯があります。また委員の構成も当初は学識経験者、沿川自治体、地域住民とされていましたが、説明資料(第2稿)以降は地域住民が外れ、学識経験者と沿川自治体の構成となっています。地域住民が外れた理由としては、地域住民が直接的な利用者又は利用関係者になる可能性があるから、というふうに解せられますが、この場合、住民不在の構成は無意味と考えられるため、直接的な利用者や利用関係者とならない住民代表を構成員に入れてはどうかと考えます。なお、沿川自治体によっては都市計画の中に河川利用計画を持っているところもあり、委員構成も含め、この委員会設置には十分な検討が必要であると思われま</p> | 渡辺           |
| (4) 漁業   |              |
| <p>p.10 下から7行目(下線部追加)<br/>漁業については、「<u>生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる</u>」とあり、生業として漁業が継続的に成り立つよう横断方向、縦断方向の連続性の回復などに配慮すべきである。その成果のモニタリングと評価のあり方についても検討する必要がある。</p>  | 渡辺           |

| 意見  | 委員名<br>(敬称略) |
|---|--------------|
| <p>なお、琵琶湖の漁業復興については滋賀県独自の対応には限界があり、河川管理者としては滋賀県と積極的に連携を図り、水産資源の保護・再生に配慮すべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;<br/>琵琶湖の漁業は環境悪化により、かなり深刻な状況にあるため、統合的な対策が必要である。</p>   |              |
| 6 維持管理  |              |
| (1) 河川管理施設の機能保持   |              |
| <p>p.11 (1) 5行目</p> <p>除草時期については梅雨期や台風期の前に実施するとしているが、さらに生態系への考慮が望まれる。</p> <p>&lt;コメント&gt;<br/>堤防法面植生については使用する植物種および除草時期について十分な配慮が望まれる(外来種対策、郷土種・郷土個体群の使用、花粉症対策、年2~3回の除草の実施、稀少種の保全に向けた除草時期など)。</p>   | 服部           |
| (2) 許可工作物(橋梁・樋門・魚道)   |              |
| <p>p.11 17行目(下線部追加)</p> <p>河川生物の遡上・降下を保障するためには魚道の機能点検・維持管理を行うことが必要であり、流域一貫の視野で自治体・土地改良区・水利組合・漁業組合など管理者や流域住民との整合性ある協議・調整が望まれる。</p> <p>&lt;理由&gt;<br/>漁業組合にとっても重要課題である。</p>   | 渡辺           |
| 8 関連施設  |              |
| <p>p.12 下から13行目(下線部追加)</p> <p>「原案」で「淀川河川公園基本計画の見直しを行う」としたことは評価できる。ただし、見直しの検討を行う「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」には学識経験者・自治体に加えて住民代表を参加させることが望まれる。さらに「<u>淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)</u>」の設置には「<u>河川保全利用委員会(仮称)</u>」との関りも考慮に入れる必要がある。</p> <p>&lt;理由&gt;<br/>河川敷公園については「<u>河川保全利用委員会(仮称)</u>」において調査・検討されるべきところがあると理解する。</p> | 渡辺           |